

1 入札参加資格

この入札に参加することができる資格を有する者は、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号）（以下「契約規則」という。）第3条の競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者で、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく南あわじ市入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しない者であること。
- ②当該入札に係る工事の工種について、建設業法第16条の規定による建設業の許可（5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）の工事の下請契約を締結すると想定される場合にあっては、建設業法第15条の規定による特定建設業）を有する者であること。
- ③当該入札の参加申込期間の最終日から入札日までの間に、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、国土交通省の資格再認定を受けている等、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ⑤市の入札参加資格を有する工種が、当該建設工事の工種と同じであること。
- ⑥建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
なお、確認基準日においては、有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期限が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日までに有効な総合評定値通知書を有すること。
- ⑦入札公告において当該建設工事の工種に係る格付等級を定めている場合にあっては、入札公告に示す格付等級であること。
また、入札公告において当該建設工事の工種に係る総合評定値を定めている場合にあっては入札公告に示す点数以上であること。
- ⑧入札公告に当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者ではなく、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
 - ウ その他当該受託者との間に特別な提携関係があると認められる者
- ⑨入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ⑩ その他個別の工事に応じて、市長が必要と定める資格を有する者であること。

(2) 配置予定技術者の要件

- ①建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者を、当該建設工事に適正に配置できる者であること。
また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関

係)がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

②配置予定技術者について、同一の技術者を重複して複数の工事に配置予定として入札参加申込みを行う場合において、当該複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に定める金額未満である場合を除き、入札してはならず、直ちに入札参加申込みの取下げ又は辞退を行うこと。

③落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

※《工場製作を含む場合は、以下の文言を追加する。》

また、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

(3) 共同企業体の参加資格

共同企業体の参加資格については、各構成員が入札参加資格者名簿に登録されている者で次に掲げる要件を満たすものとする。

①上記1(1)①、③、⑧及び⑨並びに上記1(2)①に掲げる要件は、構成員すべてが満たすものとする。

②上記1(1)②、⑤、⑥及び⑦並びに上記1(2)①に掲げる要件は、工事ごとに別途定めることができる。

③構成員の出資比率は、構成員が2者の場合100分の30以上、3者の場合は100分の20以上、4者の場合100分の15以上とする。

④共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は、単独企業との混合方式における当該単独企業とをかねることはできない。

2 契約条項等を示す場所及び期間

南あわじ市建設工事に係る公募型一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第8条の2に定めるところによる。

3 入札参加申込書等の交付

実施要領第7条に定めるところによる。

4 入札参加の申込

当該入札案件に参加を希望する者は、公告に定めるところにより、実施要領第9条の規定により入札参加申込期間内に南あわじ市総務部財政課へ持参により提出しなければならない。なお、入札参加申込書及び資格確認資料（以下「提出資料」という。）の作成並びに提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

5 入札保証金

実施要領第13条に定めるところによる。

6 設計図書等の交付

実施要領第8条に定めるところによる。

7 設計図書等に対する質問及び回答

実施要領第12条に定めるところによる。

8 入札に関する条件

(1) 入札に関する条件

① 入札公告に示した入札参加資格を有すること。

- ② 工事請負入札書（以下「入札書」という。）が公告に示す所定の場所及び入札期間内に持参又は書留郵便等により到達していること。
- ③ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- ④ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- ⑤ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- ⑥ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印（本社・本店の場合は、代表者、支店・営業所の場合は、支店長・営業所長の記名及び押印）があり、これらと入札内容が不明でないこと。
- ⑦ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときはこの限りでない。
- ⑧ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。また、入札書の記載事項に誤字、脱字等のことなく入札内容が不明でないこと。
- ⑨ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ⑩ 入札書（内訳書の提出を求めた場合は、内訳書も含む）は入札に付する事項ごとに作成し、これを封書にし、封筒の表面には「入札書 在中」と表記の上、入札書の内容と一致した「工事（業務）番号、工事（業務）名、入札者の商号又は名称」を表記すること。
- ⑪ 入札保証金を納付する必要がある場合は、所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。
- ⑫ 内訳書提出が有る場合、第1回目入札金額の内訳書（必要な項目すべてについて記載のあること。）を、入札書と別に封入し、入札の期間内に提出すること。また、「入札金額の内訳書の取扱いについて」6. 入札を無効とする基準に該当しないこと。
- ⑬ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされていないこと。
- ⑭ 一つの封筒に複数案件の入札書が同封されていないこと。

(2) 再度の入札

- ① 初度入札において落札候補者がいない場合は、原則として開札日当日中に行うものとする。
 なお、落札候補者がいる場合であって、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再入札を行う。
- ② 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格又を設けたときは、初度入札において当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 - イ 初度入札において上記(1) 入札に関する条件①から⑭までの条件に違反し無効となった入札者のうち①、②、④、⑤、⑪又は⑫に違反し無効となったもの以外の者

8の2 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第12条の規定に該当する入札。
- (2) 提出資料に虚偽の記載をした者がした入札。
- (3) 上記8(1)入札に関する条件に違反した入札。
- (4) その他入札公告のほか定めた無効とする入札に該当する入札。

9 入札に際しての注意事項

- (1) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (2) 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- (3) 入札金額及び電子くじに係るくじ番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- (4) 提出された入札金額の内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求めることがある。
- (5) 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

- (6) 入札書は、南あわじ市電子入札運用基準第15条、第20条及び第24条に定めるところにより提出すること。
- (7) 入札書を提出した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- (8) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

10 落札者の決定等

落札者の決定等は、実施要領第17条に定めるところによる。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日（落札決定の日と落札決定通知の日が異なる場合は落札決定通知の日。以下同じ。）から7日（南あわじ市の休日定める条例（平成17年南あわじ市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は市から指名停止を受けた場合には、契約（仮契約締結後にあつては本契約）を締結しない。
- (3) 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約については、落札決定の日から7日（市の休日を除く。）以内に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (4) 契約金額が200万円を超える場合には、落札者が暴力団等でないことについての誓約書を契約の締結前に提出すること。

12 契約保証金

落札者は、契約（議会の議決に付すべき契約については、本契約）締結までに、契約金額の10分の1以上の次に掲げる契約保証の一つを付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付。
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証。
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
- (5) 市を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、当該保険証券を市に寄託しなければならない。

13 支払条件

(1) 前金払

契約金額が1件200万円以上の工事等で保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3）以内で前金払を行う。

ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3）以内の前金払を行う。

(2) 中間前金払

契約金額が1件200万円以上かつ工期が90日以上 of 建設工事においては、中間前金払と部分払の選択制とするため、当該工事の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択するものとする（契約締結後、この選択を変更することは認めない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることはできず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。また、公告に中間前金払と部分払の選択を定めている場合、契約金額が1件200万円未満の場合でも、中間前金払を適用することができる。

中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、契約金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の前金払を行う。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(3) 部分払

落札者は、公告に示すところにより、部分払を請求することができる。

14 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適用については、公告に示すところによる。

15 その他

- (1) 建設工事請負契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内（工期が1箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。ただし、契約金額が100万円未満のときは、当該収納書の提出を省略することができる。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 落札者は、直ちにCORINS登録の手続をしなければならない。
- (4) 入札の回数は2回までとする。